



2016年5月23日

香港における FinTech への対応

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部 研究員 五味佑子

2016年3月、HKMA（香港金融管理局）は、FinTech 促進の部署（Fintech Facilitation Office、以下 FFO）を立ち上げた。香港政府は、2015年4月に FinTech に関する運営グループを設置、同グループの提言を受けて、2016年度予算に HKMA、証券先物委員会、保険業監理処が産業界と連携し、FinTech のプラットフォームを整備することを盛り込んだ。FFO の設置は、こうした政策の一環である。

HKMA によれば、FFO 設置の目的の1つは、香港をアジアにおける FinTech のハブへと促進することである。前述の運営グループの提言¹からも、ロンドン・ニューヨークに次ぐ世界第3位の国際金融センターとして、アジアトップの地位を堅持したいという意図が読み取れる。

しかしながら、これには FinTech の健全な発展が伴わなければならない。中国本土では、急増する P2P プラットフォーム（インターネットを通じて貸し手と借り手を結ぶプラットフォーム）に関して当局が規制強化していることもあり²、香港においては、この中国本土の動向が色濃く反映されているように見受けられる。つまり、FinTech を促進し国際金融センターとして華々しく発展したいのはやまやまだが、FinTech がもたらす混乱を如何に回避して顧客保護を図るかが香港においても重要な課題となっている。

HKMA は FinTech について、「対象となる金融活動や取引の本源的な特性や、そこから生じるリスクに基づき規制枠組みを検討する」としている³。要は FinTech という表層的な華やかさや新しさに惑わされずに、そこで起きる金融の本質を見ていくということだ。また、規制当局として、“最悪シナリオ”に備えて準備するのが責務であると述べている。香港の FinTech 促進の意図は強いが、リスクについては相当慎重に研究されていくものと考えられる。

¹ http://www.fstb.gov.hk/fsb/ppr/report/doc/Fintech_Report_for%20publication_e.pdf

² http://english.gov.cn/state_council/ministries/2015/12/29/content_281475262680932.htm

³ <http://www.hkma.gov.hk/eng/key-information/insight/20160321.shtml>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。